

4月から児童扶養手当額が変更になります

児童扶養手当額は、毎年の消費者物価指数の變動に応じて改定する物価スライド措置がとられています。

児童扶養手当額は、毎年 平成30年全国消費者物価指数の実績値（対前年比1.0%増）に伴い、平成31年度の児童扶養手当額については、1.0%の引き上げとなります。

平成31年度の児童扶養手当額（月額）

		平成31年3月分まで	平成31年4月分から
本体額	全部支給	42,500円	42,910円（410円増）
	一部支給	10,030円～42,490円	10,120円～42,900円（90円～410円増）
第2子加算額	全部支給	10,040円	10,140円（100円増）
	一部支給	5,020円～10,030円	5,070円～10,130円（50円～100円増）
第3子以降加算額	全部支給	6,020円	6,080円（60円増）
	一部支給	3,010円～6,010円	3,040円～6,070円（30円～60円増）

※問合せ先 こども課 こども家庭係 ☎92-7968

平成31年度 あん摩・はり・きゅう等の施術券を交付します

町では、高齢者の心身の健康保持を目的に、65歳以上の方を対象とした、あん摩・はり・きゅう等の施術の助成を行っています。助成を希望される方は、施術券の交付申請を行ってください。

▽対象者

町内に住所を有する65歳以上の方（65歳になる月から申請可能）
※対象者への個人通知は、行っていない

▽助成内容

申請日の属する月から当該年度末までの月数に2を乗じた枚数を交付し、施術1回につき1,000円以内を助成します。また、ひと月に利用できる施術券は4枚までとなっております。なお、助成は町指定の施術師にて施術を受けた場合に限りです。

※未使用の旧施術券（水色）は、返還してください。

▽申請受付期間

3月25日（月）から随時

※申請・問合せ先

健康福祉課 高齢福祉係

☎92-7964

平成31年度 福祉タクシー利用助成券を交付します

町では、在宅の心身障がい者（児）の生活圏の拡大や社会参加の促進などを目的に、タクシー料金の一部を助成しています。助成を希望される方は、福祉タクシー利用助成券の交付申請を行ってください。

▽対象者

町内に住所を有し、次のいずれかに該当する在宅の心身障がい者（児）
①身体障害者手帳の1・2級をお持ちの方
②療育手帳のA・Bをお持ちの方
③精神障害者保健福祉手帳の1・2

級をお持ちの方

※自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免を受けている方や、入院・入所中の方は、対象外です。対象者への個人通知は、行っていない。

▽助成内容

申請日の属する月から当該年度末までの月数に3を乗じた枚数（透析治療を受けている方には6を乗じた枚数）の福祉タクシー利用助成券を交付し、1回の利用につき基本料金を助成します。リフト

付きタクシー利用助成券もありません。

※未使用の旧助成券（ピンク色）は、返還してください。

▽申請に必要なもの

・対象者に該当する手帳
・印鑑（認め印可）

▽申請受付期間

3月25日（月）から随時

※申請・問合せ先

健康福祉課 障がい福祉係

☎92-7964

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬の飼い主には、狂犬病予防法において、犬の登録（生涯に1回）と狂犬病予防接種（毎年1回）を受けさせることが義務付けられています。

▽集合注射に必要なもの

・注射料及び注射済票交付手数料（1匹あたり3,150円）

・未登録の犬は、別途、登録手数料（3千円）が必要です。

・問診票記入済みの案内はがきはがきは、登録されている飼い主に3月下旬に送付します。

▽集合注射時の注意事項

・過去には、県内の集合注射会場で、咬傷事故が発生しました。会場には犬を制御できる方が必ずお越しくください。

▽届出が必要なこと

次の場合は、役場への届け出が必要です。

- ・犬が死亡したとき
- ・住所・飼い主が変わったとき

※問合せ先

まちづくり課 生活環境係

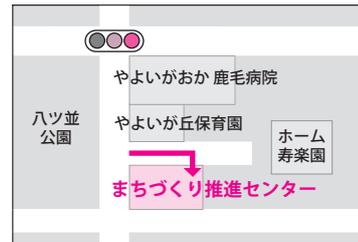
☎92-17941

平成31年度 狂犬病予防集合注射日程表

日程	時間	場所
4月9日(火)	午後1時30分～2時30分	基山町保健センター西側
4月14日(日)	午後1時～2時	基山町保健センター西側
4月22日(月)	午前10時～10時30分	弥生が丘まちづくり推進センター
4月28日(日)	午前9時～10時	鳥栖市役所

※時間厳守をお願いします。また、鳥栖市、みやき町、上峰町の集合注射会場でも接種を受けることができます。日時や場所等の詳細は、各市町にお問い合わせください。新規登録の手続きや狂犬病予防注射済票の交付は、まちづくり課（役場2階）にお越しくください。

まちづくり推進センター位置図



（鳥栖市弥生が丘2丁目146-3）

基山町環境基本条例（素案）について意見を募集します

町では、豊かな自然環境を未来の子どもたちに残すため、自然環境と人間生活が調和する誰もが住みよいまちを守ることを目的に、環境基本条例の制定を進めています。この度、基山町環境基本条例（素案）を作成しましたので、町民の皆様からのご意見をいただくため、パブリックコメント（意見募集）を実施します。皆さまのご意見をお待ちしております。

▽資料閲覧場所

・まちづくり課（役場2階）

・情報公開コーナー（役場1階）

・基山町ホームページ

▽意見募集期間

4月1日（月）～15日（月）

▽意見を提出できる方

・町内に住所を有する個人

・町内の事業所に勤務する個人

・町内の学校に在学する個人

・町内で活動する事業者及び団体

▽意見提出方法

意見提出の様式は自由ですが

意見を提出する方は、氏名・住所・連絡先を記載し、郵送、FAX、メール又は持参での提出をお願いします。（持参の場合）

〒841-0204 基山町大字宮浦666番地

☎92-17941

☎92-10741

✉kanryo-1@town.kiyama.lg.jp

メダルプロジェクトは3月31日まで

東京2020組織委員会は、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を平成29年4月に開始し、メダル制作に必要な金属量を確保できる見通しとなったため、3月31日です。

終了します。これに伴い、現在集まっている分を送付しますので、ご協力いただける方は、3月29日までに投入してください（スマートフォン・携帯電話に限る）。

多くのご協力ありがとうございます。

※問合せ先

まちづくり課 生活環境係

☎92-17941